

# 退職勧奨 されたら 組合へ

# かいな

全日本金属情報機器  
労働組合(JMIU)  
日本アイビーエム支部  
東京都港区赤坂2丁目20の6  
川瀬ビル5F 〒107-0052  
TEL: 03-3583-9037  
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

しかし、会社はグローバルの方針のため、日本だけ返還することは困難であると回答しました。また、組合は、年間賞与基準額の2分の1での仮払いを提案していますが、会社はこれを受け入れず、会社回答額に固執しています。

組合は二次回答での歩

しかし会社は「評価と賃金は別物ゆえに別に議論は一部開示してきま

組合は、個人評価と給与額の納得性を得るべく、社員の給与に反映する会社業績のデータの開示を求め続けてきました。

## 会社業績限定開示

組合は、個人評価と給与額の納得性を得るべく、社員の給与に反映する会社業績のデータの開示を求め続けてきました。



労働条件や生活を脅かし、人権を侵害する、不当な評価・減給・降格・退職のための業績改善プログラム、退職を要する特別セカンドキャリア支援プログラム等について断固反対し、闘いを続けます。

## 返還応じず

組合は、GDP財源として社員から取り上げたリファレンスサラリーの6・38%分を会社に対して返還を求め続けています。

## 評価分布開示せず

組合は、低評価者の所属部門の評価分布の詳細を再三求めていますが、

組合は、個人評価と給与額の納得性を得るべく、社員の給与に反映する会社業績のデータの開示を求め続けてきました。

# ボーナス受給見送り 会社業績は限定開示

中央団交

5月15日・22日に団体交渉を行いました。

ボーナス支給では、妥結を見送りました。評価分布は開示しないままの一方、会社業績は限定開示に合意してきま

み寄りを求めています。これに対し会社は「今後でも一次回答額を受け入れさせるための交渉である」としています。このため、組合は今も妥結を見送らざるを得ませんでした。

## 退職目標数判明

組合は、面談においてPIPと特別セカンドキャリア支援プログラムをセットにして実施するのは、社員に業務改善を促すための同時退職を勧めることは社員を侮辱していることになると抗議しました。

## 労基署回答明示せず

一方、会社は退職目標者数は2008年ときの3分の1程度(約400名)であることを明らかにしました。

会社は裁量労働に関する労働法違反の疑いで労基署からの立入調査を受けました。組合は、会社が労基署に直接確認することを伝えました。

# 仲間の支援で、 定年まで頑張れた

この4月に定年退職された豊田事業所の日比野由紀さんから、挨拶が届きましたので、以下にご紹介します。

IBMでの34年間の会社員生活を振り返り見ると、色々な事がありまして、大変な事がありました。その後、早期退職プログラムの話などがありましたが、「それを跳ね除け60歳まで頑張ろう」と他の組合の方々と励まし合いながら此処まで来ることができました。



仲間から祝福の日比野さん  
仲間がいないと...  
「One for All, All for One」という言葉を胸に次のステップへ進みたいと思います。本当にありがとうございました。

# 社会保障拡充の安心社



大岡委員長の決意表明で「よし！やるぞ！」と、我々IBMチームも奮闘させられました。メーデー後は会場のあつた代々木より渋谷を経由して恵比寿までデモ行進を行いました。

# 5月1日、第83回中央メーデー



# 若者の街デモ行進



5月21日の金環日食は興味をもつて観た方も多いと思う。世紀の天文ショーで日本でも広範囲に起きたのは932年ぶり、そして、次に今回と同様に、広い地域で起きるのは300年先だそうなんだ。世界には、日食にまつわる言い伝えや迷信があるようで、日本では、天照大神が起つて天岩戸に引きこもったせいで世界が真っ暗になり、様々な災いが起こったという「天岩戸神話」や、「太陽が病気になる」と考えられ、不吉なこととされて恐れられていた。近代では太陽と月が直線的に並ぶことから双方の引力の影響で地震発生との引金になるとの考えもある。筆者は天照大神が岩戸を出て再び世を明るく照らし災いを追いはらったように、今の混乱した時代が終わり、庶民が安心して暮らせる時代への転換という吉兆であってほしい。

# 不可解な2011年度決算 特別損失460億円でGDP操作?

日本アイ・ピー・エムの2011年度の決算が社外向けWebにて発表されています。今回の決算で際立っているのは、利益の大幅な減少です。売上高は前年度比で7.5%程度の減にとどまっていますが、経常利益は約25%、税引前利益や当期純利益は60%を超える減少となっており、業績達成度「40」の根拠として一見説得力があるかのように見えます。

しかしながら、これには「罠」があります。過去の業績の推移を見ると、2008年度から2010年度までは、税引前利益の額が経常利益の額よりも多いのに対して、2011年度だけは税引前利益の額が経常利益のおよそ半分にまで落ち込んでいます。

損益計算書にこの原因を求めてみると、「特別損失」の部においておよそ460億円もの損失が出ていることになっています。この件につき、組合は会社に対して質問状を出して回答を求めましたが、「回答内容はあくまでも団体交渉の場で討議するためのものであり、団体交渉以外の場に開示するな」という条件をつけてきました。

本意ながらこのような事情により「特別損失」の理由回答内容の発表は差し控えますが、少なく

## 日本IBM業績の推移

	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度
売上高	8681億3400万円	9377億7300万円	9545億6800万円	1兆1329億3200万円
経常利益	940億2600万円	1242億7200万円	1128億1300万円	1543億3100万円
税引前当期純利益	479億5500万円	1307億100万円	1223億9500万円	1577億7100万円
当期純利益	272億7400万円	773億1600万円	730億5900万円	967億9700万円

とも組合として納得できない回答ではなかったため、団体交渉の場でさらに厳しく追及しましたが、満足のいく回答は得られませんでした。

会社は先ごろ社内向けWebにおいて、2012年度(2013年支給分)のGDPプログラムについて発表しました。その内容は「今年度から、税引前利益が前年度を下回ったIMT/GMT所属者に対しては、GDPは支給しない」という一方的な改善宣言でした。


例えばこの制度が2011年度(2012年支給分)から施行されたことなら、2011年度決算では2010年度の税引前利益を下回っているため、Japantoppanio (IMT)の所属者全員がGDPが前年度のPBC評価にかかわらずゼロになるというようになります。

組合なんても相談窓口担当者			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	事業推進、事業企画・オペレーションズ	杉野 憲作	1812-2938
本社	第一契約推進、リーガルサポートセンター	牧村 武	1712-5538
本社	価格計画、S&D価格計画	石原 隆行	1205-6483
本社	SWG、エンタープライズSW事業部、SW営業部	大場 伸子	1206-4650
幕張	YSL、第一Lotus TS	田中 純	1243-2439
幕張	IGA、AS、イノベーション推進	高山 弘之	1804-8516
大和	YSL、ISEL、System技術	大岡 義久	1808-3626
大和	IGAS、東日本総務、大和総務	塚本 辰博	1808-4320
名古屋	ISCJ、第二AS本部、第一AS部	板倉 浩	1209-2972
大阪	GFS、西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	1505-5420
大阪南港	SSO、第六MRサーバー-MGT	高岡 雅之	1612-6042
京都御池	サービス & オペレーションズ、生産技術	古川 肇	1616-8523
●組合事務所電話 03-3583-9037 火、水、金 10時~16時			
FAX 03-5562-0853			
e-mail jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp、HP http://www.jmiu-ibm.org/			

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

東京法律事務所

弁護士 水口 洋介 03-3355-0611代  
http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/  
東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F  
労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。  
(お手数ですが電話により予約をお願いします)



## 東京高裁 退職強要・人権侵害裁判

# リストラ人事資料 公開可能に

東京高裁は4月27日、組合が匿名社員から提供された某人事部門のリストラに係る人事資料(以下甲56号証という)の閲覧制限の申立てを却下しました。

この資料には、2008年以降のリストラの実績、今後の予定人員数の詳細やメンタル疾患者数の年度別推移、PBC低評価の分布、センシティブな社員の実名入り紹介などリストラ遂行のための生々しい情報が掲載されています。

会社は「甲56号証が不正競争防止法でいう営業秘密にあたる」として、閲覧制限を申し立て、東京地裁はこれを認めまし

た。しかし東京高裁は「営業秘密とは認める理由がない」として、申立てを却下しました。

日本の裁判は公開が原則であるため、閲覧制限が却下された甲56号証は公開資料となります。また、公開資料である以上、IBM機密にも該当しません。

組合は、甲56号証のみ



なさんへの公開を検討します。

## 東京高裁 退職強要・人権侵害裁判

### 次回裁判日程

7月18日(水) 15時~

退職強要・人権侵害裁判の控訴審第1回期日が5月14日(月)に東京高裁822法廷において開かれました。

開廷に先立って原告側が4月初旬に裁判所に提出している控訴理由書に対し、その反論となる会社側の答弁書が5月11日に提出されていますが、今回の法廷では、この答弁書に対する反論を原告側が提出することと、次回期日を7月18日(水)15時にすることを決めて閉廷しました。

裁判は始まったばかりで、厳しい状況は変わりませんが、組合はこの裁判を「退職強要防止裁判」と位置付け闘っていきます。組合員だけでなく、社員の方々のご支援をお願いします。

## 投稿 物申すサムライに スルガ銀行裁判に思う

3月29日、東京地方裁判所は日本IBMに対してスルガ銀行様に74億円の支払いを命じる判決を言い渡しました。この裁判の経緯を追い、その意味を検証します。

スルガ銀行様は日本IBMの製品やサービスを多く採用し、かつ積極的に第1号ユーザーになつてくださる極めて親密なおお客様です。2000年代初頭に勘定系システムの刷新を計画されました。そして2004年に日本IBMが提案した海外製勘定系パッケージソフト「NEFS/Correbank」を最初のユーザーとして採用され、導入プロジェクトがスタートしました。しかしプロジェクトは要件定義から難航し、2008年1月の稼働予定を延長せざるを得ませんでした。日本IBMはスコープの大幅な縮小や追加費用を要求しましたが折り合わず、

スルガ銀行様は2007年5月にプロジェクトの中止を決定されました。そして2008年3月、日本IBMに11億7000万円の損害賠償を求め、訴訟を提起しました(その後賠償請求額を115億8000万円に引き上げました)。

パッケージソフトにありがちなことですが、第1号ユーザーは導入に大きな困難を伴います。パッケージ導入プロジェクトメンバー自身にノウハウや経験がないためです。ただしこのことは日本IBMに限ったことではなく日本のIT業界共通の事象です。パッケージ導入プロジェクトは当初は赤字でも、その中でがんばってノウハウや経験を蓄積し導入実績を上げて黒字化するのが日本の商慣習です。

しかし欧米の商慣習と異なるため米国に認められずスルガ銀行様にスコ

組合として、会社側の一方的な判断でGDPを「召し上げ」にできるような施策による一方的な不利益変更を、到底許すことはできません。今後もし引き続き、GDP分を全額支給せよ、との組合提案を会社に突きつけ、追及していきます。

ープの大幅な縮小や追加費用を要求し、プロジェクト中止とこの裁判を招いたのです。以前の日本IBMには、米国に物申せる「サムライ」が多かったです。今はいエスマンしかいないため、説得することが出来なかったのです。

ワールドワイドのIBMグループの強みを生かすため、全世界で共通化するべきところは共通化するべきですが、各国にはそれぞれの独自性があり、尊重すべき独自の文化を正しく見極めないと、その国のビジネスは成長しません。今の日本IBMはその方向性を間違えています。スルガ銀行裁判はその象徴です。

新社長には日本の法律や商慣習を理解し、それを日本IBMの強みにする施策を期待します。日本IBMの日本人幹部はいエスマンに徹することなく、「物申すサムライ」として、新社長を盛り立ててあげていただきたいと思えます。(F)